



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 30 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(青少年家庭課)

### 公布された条例等のあらまし

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第60号)

#### 1 規則の概要

- (1) 児童居宅生活支援事業に係る届出について、隠岐支庁長又は健康福祉センター所長への書類の経由を廃止することとした。(第33条 - 第35条関係)
- (2) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式第6号の3・様式第6号の4・様式第7号の3・様式第7号の4関係)
- (3) その他規定の整理

#### 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規

## 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第60号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第2条から第8条までを次のように改める。

第2条から第8条まで 削除

第13条から第17条までを次のように改める。

第13条から第17条まで 削除

第33条中「によるものとし、隠岐支庁長又は健康福祉センター所長を経由して知事に届け出なければならない」を「を知事に提出して行わなければならない」に改める。

第34条及び第35条中「隠岐支庁長又は健康福祉センター所長を経由して」を削る。

様式第6号の3中「なお、本決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に審査請求をすることができます。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告と

して(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号の4備考を次のように改める。

備考 この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号の3中「なお、本決定について不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に審査請求をすることができます。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号の4備考を次のように改める。

備考 この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第9号から様式第16号までを次のように改める。

様式第9号から様式第16号まで 削除

様式第26号別紙中 「福祉事務所長  
市 町 村 長」  印 を「市町村長」  印 に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。